

企画競争に係る募集公告

下記の実施要領に基づき、企画競争により調査研究テーマを募集します。

平成24年3月16日

契約事務責任者
独立行政法人農畜産業振興機構
総括理事 清家 英貴

「畜産関係学術研究委託調査募集要領」

第1 企画競争に付する事項

平成24年度畜産関係学術研究委託調査

第2 事業の目的

畜産物の価格の安定や生産者・関連産業の健全な発展を図るためには、生産者や関係業界などの関係者が、需給動向の判断材料及び技術革新の動向などの情報を的確に把握することが重要である。

このことから、機構が畜産物の生産、流通、消費等に関する情報を適正かつ効率的に広く畜産関係者等（行政、関係団体等）に対して提供するために、大学等の試験研究機関の研究者などから、畜産物に関する基礎的または応用的な調査・研究テーマを募集し、審査・選考の上、調査研究を委託して実施します。

第3 募集テーマ

平成24年度の募集テーマは、以下のとおりとし、他の団体等からの調査研究費等の助成を受けていないもので、未発表のものとし（自然科学分野における調査研究は対象としない）。

- ① 自給飼料の増産、未利用資源の活用等による生産コスト低減の取組みに関する調査
- ② 外部サービス事業体を活用した労働負担の軽減や生産拡大の取組みに関する調査
- ③ 畜産物の需給予測、需給構造、消費動向等に関する調査
- ④ 畜産経営の動向に関する調査
- ⑤ その他、畜産物の生産・流通、輸出入、消費等に関する経済、経営又は社会的な調査

第4 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の要件をいずれも満たす者とします。

- (1) 「競争参加資格審査等事務取扱要領」(平成15年10月1日付け15農畜機第152号)第6条及び第7条に該当しない者であること。

「競争参加資格審査等事務取扱要領」(抜粋)

(有資格者とししない者)

第6条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団等の反社会的勢力に該当する者を有資格者とししないものとする。

(有資格者とししないことができる者)

第7条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年間有資格者とししないことができるものとする。これを代理人・支配人として使用するものについても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な事由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (7) 資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であって納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者
- (8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者
- (9) その他有資格者と認められない相当な事由がある者

- (2) 大学、都道府県の試験場、その他の研究・教育・指導機関に所属する者であること

第5 委託の条件

- (1) 契約限度額

委託費の額は、原則として1件当たり150万円を限度とします。

- (2) 委託契約の相手

委託契約の相手は、別紙様式第2号の「委託契約書」により契約を締結できる者とします。

- (3) 委託費の支払等

委託費の支払においては、原則として、委託費の額が確定した後、請求によりその支払を行うこととします。ただし、委託調査の円滑な実施を図るた

め、概算払を行うことができることとし、委託費の8割を上限とします。なお、本委託調査を行うアルバイト等の活動に係る経費（賃金）については、その従事度合に応じた対価になるよう、業務日誌等を整備してください。

(4) 報告書

契約期間は平成25年3月22日とし、同日までに報告書（A4版、横書き）及び要約版（以下「報告書等」という。）（8,000字程度で読者にわかりやすく記述したもの）を作成し提出してください。

第6 応募方法等

本事業への応募を希望される方は、別紙様式第1号に基づき「畜産関係学術研究委託調査申請書（以下「申請書」という。）」を作成し、持参又は郵送（期間内必着）により提出してください。

(1) 提出期限

平成24年4月20日（金）

(2) 提出場所

〒106-8635

東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル

独立行政法人農畜産業振興機構 調査情報部

学術研究委託調査担当者 あて

(3) 申請書作成に要する費用の負担

申請書の作成及び提出に要する費用は負担しません。

(4) 申請書等の返却の可否等

ア 提出された申請書は返却しません。

イ 提出された申請書は、委託調査に係る事務手続以外に使用しません。

(5) 申請書作成上の注意

ア 虚偽の記述や記入漏れがある場合は、審査の内容にかかわらず不採択となる場合があるので、注意してください。また、採択後に虚偽記載が判明した場合は、採択を取り消す場合があります。

イ 申請書には、所属機関長の公印を押印するものとし、実施に当たっては所属する機関と委託契約を締結することとします。

第7 審査基準

機構役職員及び外部の学識経験者により構成する選考委員会を設置し、以下の評価基準に基づいて提出された申請書を各委員が評価します。各委員の評価を点数化し、基準点に達したもののうち点数が高かったものから順に委託契約候補者とします。

なお、24年度は5件程度を採択する予定です。

(1) 評価基準

以下の基準ごとに評価を行い、総合的に採択に値するかを審査します。

ア 調査課題が第3の募集テーマに合致しているか。

イ 新規性があるか（斬新な視点で分析された研究であるか）。

ウ 調査研究計画が、調査研究の目的に沿って期間内に具体的な結果を得られるものであって、妥当なものになっているか。

エ 委託調査の結果が機構の月報に掲載するのに妥当か（予想される調査研究結果が極度に偏った分野において専門的で、汎用性に乏しいものではないか）

(2) 評価の集計方法
別紙のとおり

第8 審査結果の通知

審査結果は、すべての参加者に通知します。

第9 報告書等の出版等

機構は、報告書等の出版又はホームページへの掲載若しくはその両方を行うことができるものとします。

第10 独立行政法人の契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係性を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところ。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

②当機構との間の取引高

③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

①契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

第11 その他

採択された場合には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成十三年法律第百四十号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる場合があります。

第12 問い合わせ先

本件に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

〒106-8635

東京都港区麻布台2-2-1

独立行政法人農畜産業振興機構

調査情報部（担当：小林）

電話：03-3583-9531

FAX：03-3584-1246

1 研究課題		
2 代表者		
氏 名	印	
所属機関名	役職名	電話 — — FAX — — e-mail
所属機関所在地 (〒 —)		電話 — — FAX — — e-mail
自宅住所 (〒 —)		
調査研究形態： 個人 共同 (該当する方に○を付すこと)		
代表者の略歴		
3 委託費申請金額		
		総額 千円
項 目	金額 (千円)	積 算
調査研究費		(内訳) 消耗品費 旅 費 通信運搬費 賃 金 諸 雑 費
合 計		
(注) 1 積算の内訳について、明示すること。 2 当該研究に必要な諸雑費は計上しても差しつかえない。		

4 調査研究組織（代表者及び共同研究者）						
	氏名	所属機関・職名	現在の専門	最終卒業学校	学位	役割分担
代表者						
共同研究者						
5 代表者所属機関長承諾書						
<p>当機関に所属する上記代表者が貴機構の畜産関係学術研究委託調査に応募することを承諾する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>所属機関長名</p>						
<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">職印</div>						
6 調査研究の目的						
7 調査研究の必要性						
8 調査研究課題に関連する国内外における調査研究状況						
9 調査研究計画及び調査手法						

10 本調査研究の特徴点
11 その他特記すべき事項
12 本事業の募集について、何を見て応募しましたか（該当する方に○を付すこと） ① 機構ホームページ ②当機構ホームページ以外 ③メールマガジン

注：6～11については、記入しきれない場合は別紙にて提出のこと。

別紙

評価の集計方法

各選考委員の評価は別添審査票の項目に基づいて実施し、下表のとおり点数化する。満点の75%を基準点とし、総合得点が基準点に達したもののうち、点数が高かったものから順に委託契約候補者とする。

* 選考委員一人の持ち点 15点/選考委員6名(予定)

満点=15点×6名=90点

基準点=90点×0.75=67.5点

評価項目	点数		
	A	B	C
調査課題の募集テーマとの合致性	3	2	1
新規性	3	2	1
研究計画の妥当性	3	2	1
月報掲載の妥当性	3	2	1
総合評価	3	2	1

別 添

審 査 票

受付番号：	代表研究者名：	所属：
テーマ：		
<p>それぞれの項目ごとにABCのいずれかに○を付けて下さい。</p> <p>A：評価できる。 B：特に問題も無いが、特に評価できるものではない。 C：採択に値しない。</p> <p>1 農畜産業振興機構が支援する意義</p> <p>ア 調査課題の募集テーマとの合致性 A B C</p> <p>イ 新規性（斬新な視点で分析された研究であるか） A B C</p> <p>2 研究内容の妥当性</p> <p>ア 調査研究が調査研究の目的に沿って、期間内に具体的な結果を得られると見込まれるものであるか A B C</p> <p>イ 内容から見て、月報に掲載するのは妥当か A B C</p> <p>3 総合評価及びコメント：（A、Cについては必ずコメントを記載して下さい）</p> <p>A： B： C：</p> <p>（参考意見） 研究の本来的な意義及び発展性 （機構が支援する意義のほかの研究意義、発展性等があればコメント下さい）</p>		

委託契約書

独立行政法人農畜産業振興機構理事長 佐藤 純二(以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)は、平成24年度畜産関係学術研究委託調査(以下「委託調査」という。)
について、次のとおり委託契約を締結する。

(実施する委託事業)

第1条 甲は、次の各号により委託事業の実施を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告する。

- (1) 委託する調査研究課題
- (2) 委託事業の内容及び経費
別添1の「委託事業計画書」のとおり
- (3) 履行期限 平成25年3月22日

(委託事業の遂行)

第2条 乙は、委託事業の実施に当たっては、別添1の委託事業計画書に従って実施しなければならない。

(委託費の限度額)

第3条 甲は、委託事業に要する経費(以下「委託費」という。)として、金 千円
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

- 2 乙は、委託費を別添1の委託事業計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも、また同様とする。

(契約保証金)

第4条 乙が甲に納付する契約保証金は、免除する。

(再委託の制限)

第5条 乙は、この委託事業達成のため、委託事業の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(実績報告書)

第6条 乙は、委託事業が終了したとき(委託事業を中止し、又は廃止するときを含む。)は、委託事業の成果を記載した調査研究報告書及び別添2の委託費収支報告書(以下「実績報告書」という。)を甲に提出しなければならない。

(委託費の額の確定)

第7条 甲は、前条の規定により提出された報告書を審査の上、本契約の内容に適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

- 2 前項の委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第3条第1項に規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払)

第8条 甲は、前条の規定により委託費の額が確定した後、乙からの請求によりその支払を行う。

2 甲は、乙の請求により、必要があると認められる場合は、前項の規定にかかわらず、概算払をすることができる。ただし、委託費の限度額の8割を上限とする。

3 乙は、前項の概算払を請求するときは、別添3の委託費概算払請求書を甲に提出する。

(過払金の返還)

第9条 乙は、既に支払を受けた委託費が、第7条の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還する。

(委託事業の中止等)

第10条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により委託事業の遂行が困難になったときは、甲に届け出てその指示に従う。

(委託事業の調査)

第11条 甲は、必要があると認めたときは、委託事業の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査できる。

(履行遅延)

第12条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、乙が履行期限内に委託事業を履行することができない場合において、機構の業務運営上著しく支障を及ぼすと認められるときは、契約を解除しないで、相当の期間を限り、これを履行遅延として取扱うことができるものとする。

2 甲は、前項の規定により履行遅延の取扱いをした場合において、契約代金（引渡しを受けた部分があるときは、その部分に相当する契約代金を除く。）について年5.00パーセントの割合で計算した金額を乙から遅延金として徴収することとする。

3 甲は、天災その他の不可抗力又は乙の責めに帰することのできない事由により、乙が特定の期限内に委託事業を履行することができないと認める場合には、履行遅延としないで相当の期間を限り期限を延長することができる。

(契約変更)

第13条 甲は、必要により委託事業の内容を変更し、又は一時中止することができるものとする。この場合、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次に掲げる事項の一に該当する場合又は機構の業務上必要があると認めた場合には、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 正当な事由によらないで、契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行期限内若しくは履行期限経過後相当の期間内に履行する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な事由により、契約の解除を申し出たとき。

(3) 公正な競争の執行の阻害又は公正な価格を害し若しくは不利な利益を得るための連

- 合があったと認められるとき。
- (4) 乙又はその代表者等が反社会的勢力に該当することが認められたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、契約上の義務に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

- 2 甲は、前項の規定に基づき、契約を解除した場合において、既済部分又は既納部分があるときは、これを検査し、当該検査に合格した部分を引き取ることができるものとする。この場合においては、契約金額のうち、その引き取った部分に対応する金額を乙に支払うものとする。

(契約解除による違約金の徴収)

第15条 甲は、第14条第1項第1号、第3号、第4号及び第5号の規定に基づき、契約を解除したときは、乙から、原則として契約金額の100分の10に相当する金額を指定する期間内に違約金として徴収することとする。

(談合等による違約金の徴収)

第16条 乙が次のいずれかに該当したときは、契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を指定する期間内に談合等に係る違約金として支払わなければならない。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下、本項において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が独占禁止法第7条等の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき
- (4) 公正取引委員会が独占禁止法第66条第4項の規定に基づき同法第3条等の規定に違反する行為があった旨を明らかにする審決を行い、同審決が確定したとき。
- (5) 公正取引委員会が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定に基づき、課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(超過損害額の請求)

第17条 甲は、乙が第15条及び第16条の違約金の請求において、契約の解除又は談合等により生じた損害額が違約金請求額を上回る場合においては、当該超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(遅延利息)

第18条 甲は、乙が第15条又は16条の違約金を指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをするまでの日数に応じ、年5.00パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収することとする。

(報告書等の出版等)

第19条 甲は、報告書及び要約版の出版又はホームページへの掲載若しくはその両方を行

うことができるものとする。

(委託事業の調査)

第20条 甲は、必要に応じ、乙に対し、第6条の実績報告書における委託費の精算に係る審査時その他の場合において、委託事業の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、乙はこれに応じなければならないものとする。

(帳簿等)

第21条 乙は、委託事業に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、前項の帳簿及びその支出に関する書類を、事業終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(疑義の解決)

第22条 前各条のほか、知的所有権等に関すること及びこの契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上解決する。

(管轄裁判所)

第23条 この契約に関して、前条に基づく甲乙間の協議が整わず、訴訟の必要が生じたときは、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有する。

平成 年 月 日

委託者 (甲)

委託者 (乙)

東京都港区麻布台二丁目2番1号
独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 佐藤 純二

別添1

委託事業計画書

1 委託事業の目的及び方法
「畜産関係学術研究委託調査申請書」記載のとおり。

2 委託費収支予算

(単位：円)

	項 目	金 額	備 考
収 入	委 託 費		
支 出	調査研究費		(内訳) 消 耗 品 費 旅 費 通 信 運 搬 費 賃 金 諸 雑 費
	合 計		

(注1) 支出計画の区分は、下記の使用基準を参照すること。

(注2) 備考の欄には、積算について明示すること。

畜産関係学術研究委託調査委託費の使用基準

消耗品費	この調査研究に必要とする実験用材料等の購入費（固定資産となる備品を除く。）
旅 費	この調査研究に必要とする資料収集、調査、研究打合せ等に係る旅費とし、所属大学（団体）の旅費規程により支出するもの。
通信運搬費	この調査研究に必要とする郵便料、電話料金等
賃 金	この調査研究に必要とする実験補助員、調査補助員に対する賃金
諸 雑 費	この調査研究に必要とする写真現像費、計算機使用料、印刷費、会議費、謝礼等とし、具体的な内容を項目に記載し、それぞれの経費の金額を記載すること。

別添2

畜産関係学術研究委託調査委託費収支報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 佐藤 純二 殿

所属機関名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付けで委託契約を締結した委託事業が完了したので、同契約書第6条の規定に基づき、委託費の収支について下記のとおり報告します。

なお、併せて委託費の精算額 円を請求します。

記

- 1 調査研究課題
- 2 収支精算

	項 目	予算額 (A)	確定額 (B)	差し引き (A-B)	備 考
収 入	委 託 費	円	円	円	既 受 領 額 円 今 回 請 求 額 円
支 出	調査研究費				(内訳) 消 耗 品 費 旅 費 通 信 運 搬 費 賃 金 諸 雑 費
	合 計				

(注1) 支出の区分は、別添1の委託費の使用基準を参照すること。

(注2) 備考の欄には、積算について明示すること。

- 3 振込先金融機関

銀行 支店
預金 口座番号

預金者名儀

別添 3

畜産関係学術研究委託調査委託費概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 佐藤 純二 殿

所属機関名

代表者氏名

印

平成 年 月 日付けで委託契約を締結した委託事業の委託費について、同契約書第8条第3項の規定に基づき、下記のとおり概算払により交付されたく請求します。

記

1 調査研究課題

2 請求額

	項 目	予算額	請求額	% (請求額/ 予算額)	備 考
支 出	調査研究費	円	円		(内訳) 消 耗 品 費 旅 費 通 信 運 搬 費 賃 金 諸 雑 費
	合 計				

(注1) 支出の区分は、別添1の委託費の使用基準を参照すること。

(注2) 備考の欄には、積算について明示すること。

3 振込先金融機関

銀行 支店

預金 口座番号

預金者名義